防災照明器具

保守・点検 リニューアルのおすすめ

万一に備え、

その**防災照明器具**
点検してくだ**サイ**

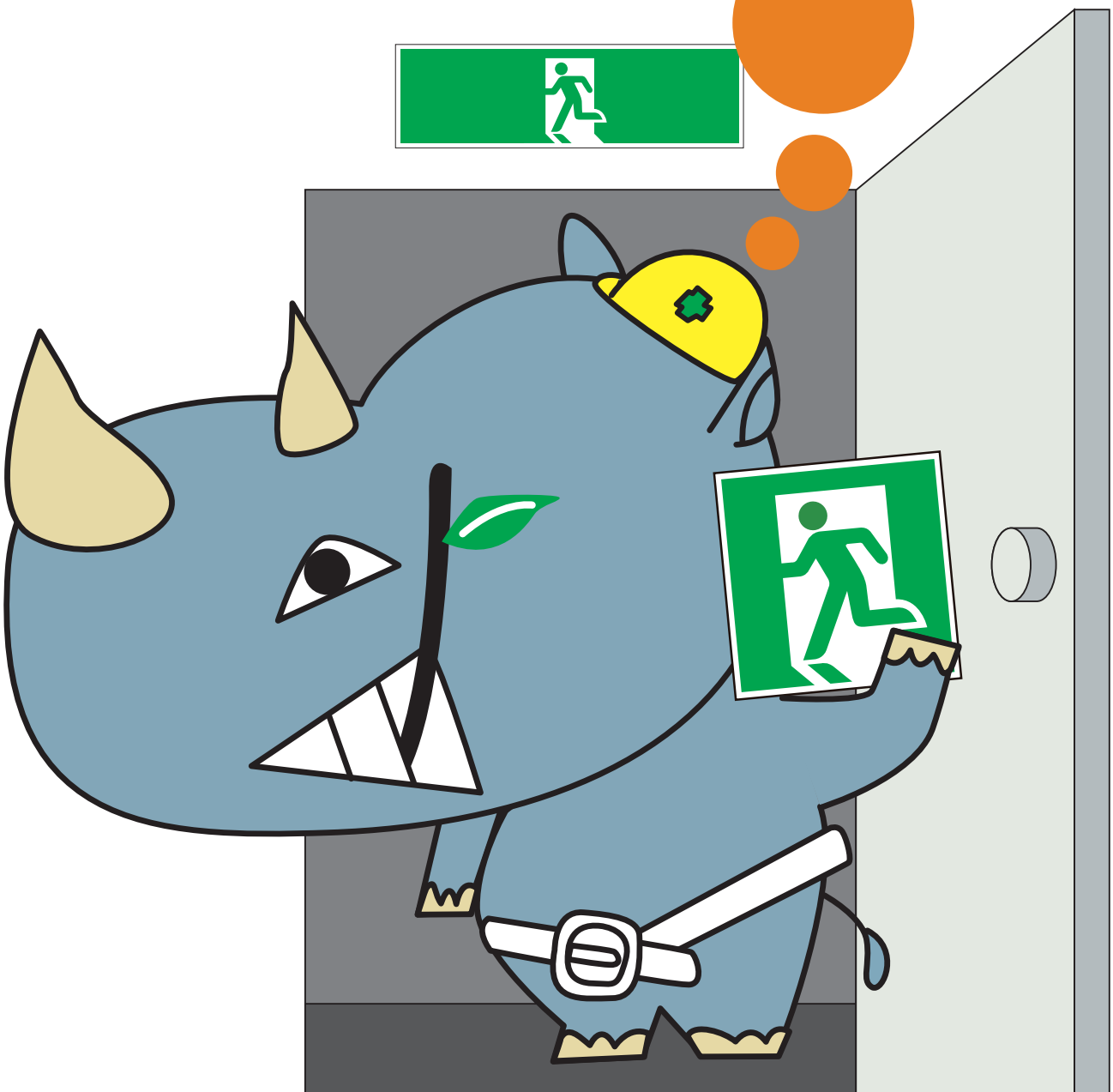

ご存じですか？

“安全のための防災照明器具には、安心のための点検が必要”です。

防災照明器具には「誘導灯」と「非常灯」の2タイプあります。いずれのタイプも、メンテナンスをしなかったり、古くなったりすると、停電時に有効な時間点灯しない場合があります。そこでもう一度、点検や決まりごとのポイントをご確認ください。「あっ そうだったんだ」と、お役に立てる内容もあるかもしれません。

“点検”はどんなことを行えばいいの？

非常時に備え、適正な保守・点検をおすすめします

点検 1

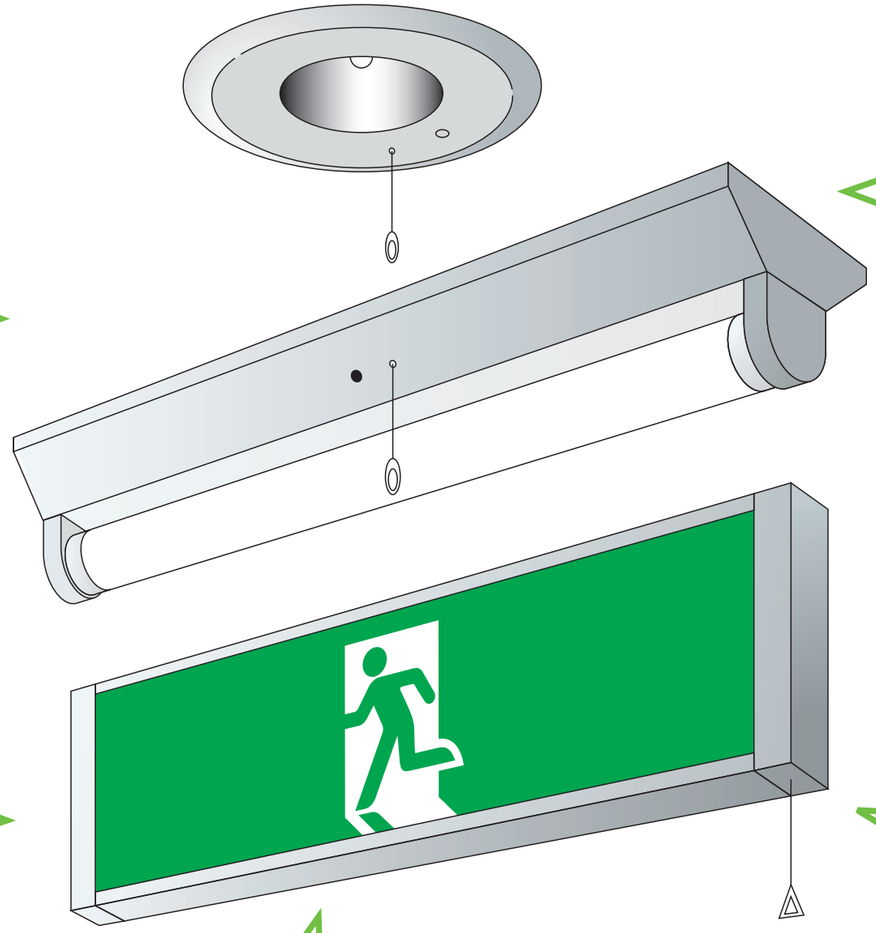

“定期点検”の報告はどこにすればいいの？

誘導灯と非常灯の定期点検報告の手順をお知らせします

点検義務 4

照明器具や部品の交換時期って何年くらいなの？

器具や部品の交換時期の目安を確認してください

交換時期 2

保守・点検は行わないと法律上問題あるの？

誘導灯と非常灯に関する法令を確認ください

関連法令 5

点検作業が大変もっと簡単にできないの？

自動点検機能を採用した便利な防災照明器具を紹介いたします

自動点検 3

万一に備えた正しい点検！

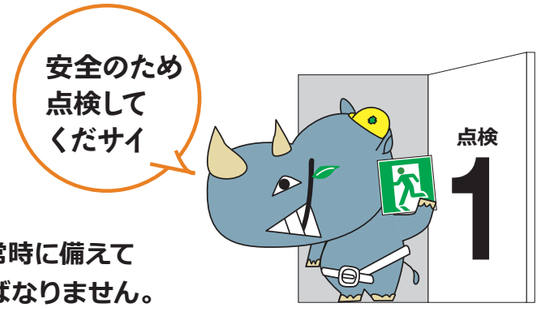

誘導灯・非常灯は法令に基づき、災害などの非常時に備えて
確実に避難誘導できる機能が維持されなければなりません。

主な点検内容

1 目視による確認

ランプの消灯や表示板の劣化、汚れがないか？

器具外観を確認してください。

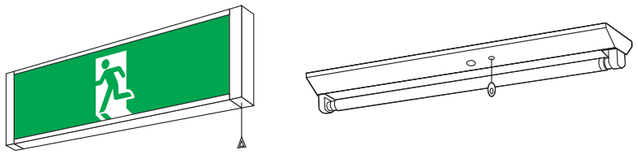

2 充電の確認

内蔵蓄電池が充電されているか？

緑色の充電モニタを確認してください。

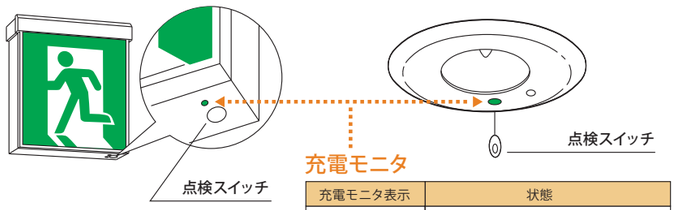

充電モニタ表示	状態
点灯	正常
消灯	蓄電池コネクタ外れ、非常点灯中

3 非常点灯の確認

停電時に有効な時間、点灯するか？

点検スイッチを引き、
非常点灯時間を
確認してください。

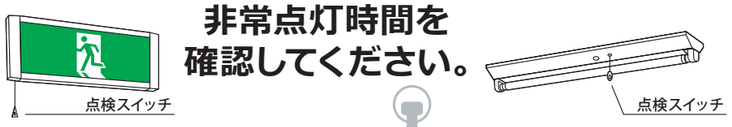

誘導灯の点灯時間
20分

非常灯の点灯時間
30分

**器具本体は
8～10年が
交換の目安 です**

誘導灯・非常灯の交換時期を知ろう！

適正交換時期を過ぎた器具は、万一の劣化によるトラブルを
考慮して、早めの点検や交換をおすすめします。

器具交換の目安

器具本体は8～10年での交換が目安です。

10年を過ぎた誘導灯器具は外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。安全性の面からも早めに交換をご検討ください。

器具の種類	誘導灯／非常灯		
	電池内蔵形	電源別置形	専用形
適正交換時期	8～10年	8～10年	8～10年
耐用限度	12年	15年	15年

※専用形とは電池内蔵形器具で、常時消灯・非常時点灯の器具を指します。
（一社）日本照明器具工業会ガイド108-2003

非常灯の場合

評定・適合マーク	製造年月	対策
	1970年～2001年 5月	器具の交換をおすすめします。
適合	2001年 6月～2012年 3月	器具の交換をおすすめします。
適合	2012年 4月～2013年3月	点検し、不具合が見つかれば部品交換、器具交換してください。
適合	2013年 4月～	

誘導灯の場合 認定マークの色で、交換時期の目安がわかります。

認定マークの色	製造年月	対策
青色	1996年 4月～2002年 3月	器具の交換をおすすめします。
青色	2002年4月～2005年 8月	点検し、不具合が見つかれば部品交換※、器具交換してください。
緑色	2005年 2月～2011年 3月	
黒色	2011年 4月～2013年 3月	
黒色	2013年 4月～	

※部品とはランプ、蓄電池、誘導灯表示板を指します。

部品の交換時期の目安

■ランプ 使用するランプによって交換時期が変わりますので、下表を参照してください。

使用するランプ	直管形蛍光ランプ	コンパクト形蛍光ランプ	冷陰極ランプ（誘導灯）	LED光源（誘導灯）
交換時期の目安	1年～2年	約半年～1年	約3年～6年	約6年（赤モニタが点滅します）

注）24時間連続点灯の場合

■蓄電池 交換時期の目安 4～6年

非常点灯時に規定の時間または点灯しない場合は蓄電池を交換してください。

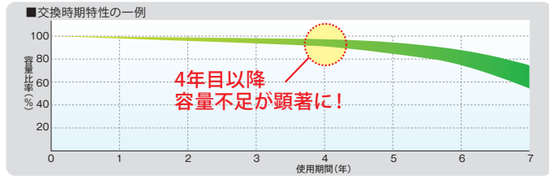

■誘導灯表示板 交換時期の目安 6～10年

使用環境や経年劣化などで表示面が変色または汚れて、視認性が低下した場合は表示板を交換してください。

正常な表示板

劣化した表示板の例

自動点検機能なら
点検作業がスムーズ

自動点検機能で確認できること

- 充電状態のチェック
- 蓄電池の交換時期
- ランプの交換時期
- 蓄電池の外れ
- ランプの割れ・外れ

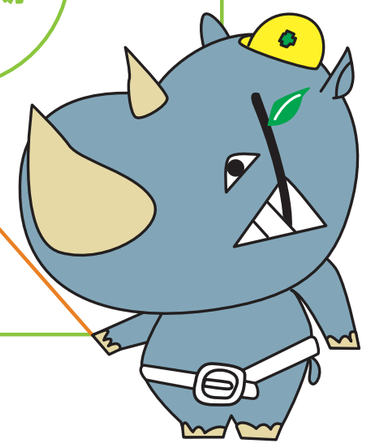

点検に便利な自動点検機能の一例を紹介いたします。

自動点検機能には、個別制御方式自動点検と集中制御方式自動点検の2種類があります。

1 個別制御方式自動点検

面倒な点検作業も、リモコンもしくは本体のスイッチ操作のみで簡単に点検作業ができます。

従来の点検方法

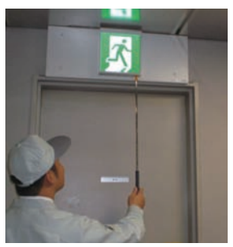

高所に設置された誘導灯は点検時に脚立などが必要になります。

自動点検の方法

LED誘導灯は自動点検機能も装備。リモコンや自己点検スイッチの操作で自動点検をスタート。定格時間の非常点灯確認後、その結果を誘導灯本体のモニタに表示。(一部の機種はリモコンで結果表示)簡単に点検作業が出来ます。

自動で点検してくれる便利な
誘導灯をすすめてくだサイ！

点検結果の判定

誘導灯本体のモニタは下図のようにスイッチとモニタ等に分かれており、本体のモニタ表示状態によって原因と対策が下記の表でチェック出来ます。

誘導灯本体のモニタ

※1:一部の機種は装備していません
※2:一部の機種は点検スイッチと兼用

点検結果のチェック表

本体のモニタ表示状態			原因	対策
充電モニタ	点灯	●	正常	——
	消灯	●	・蓄電池未装着 ・ユニット不具合	・蓄電池コネクタを接続する ・器具を交換する
	点滅	✸	・蓄電池交換時期	・蓄電池を交換する
ランプモニタ	消灯	●	正常	——
	点灯	●	・コネクタ外れ ・ランプ不具合（破損等）	・ランプコネクタを接続する ・ランプを交換する
	点滅	✸	・ランプ交換時期	・ランプを交換する

2 集中制御方式自動点検

自動点検制御盤と専用誘導灯を通信線にて接続することにより自動で蓄電池交換時期の点検・管理が可能となります。

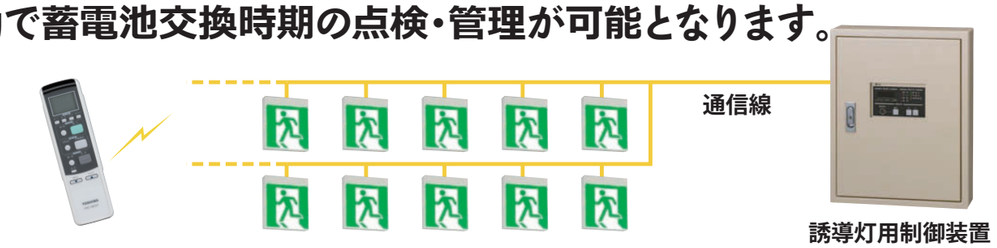

☑ 定格時間チェック 定期点検モード

約6ヶ月に1回程、定格時間（誘導灯一般形：20分、非常用照明器具一般形：30分、長時間形：60分）の蓄電池放電による容量確認を実施。

注：定期点検は器具ごとに順次点検します。一度にすべての器具は実施できません。

☑ いつもチェック 常時監視モード

通電中は常にランプ交換時期、不点灯（ランプ切れ・外れ）と蓄電池の充電状態を監視。

注：蛍光灯の非常用照明器具ではランプの常時監視は行いません。

☑ 短時間チェック 週間点検・機能維持点検モード

数週間に1回1分間の非常点灯を行い、ランプ交換時期、不点灯と蓄電池交換時期、非常点灯回路の異常を監視。

定期点検報告の義務

保守点検に関するシクミ
確認してくだサイ

誘導灯・非常灯は、消防法の消防用設備等および建築基準法の建築設備として、関連法令に基づき、維持管理し、定期点検および報告の義務があります。

※ 法令概要の抜粋は次項（誘導灯、非常灯の設備・保守点検に関する関連法令）を参照ください。

定期点検・検査および報告につきましては、下記の手順を参考に行ってください。

消防用設備など（誘導灯を含む）定期点検および報告の手順

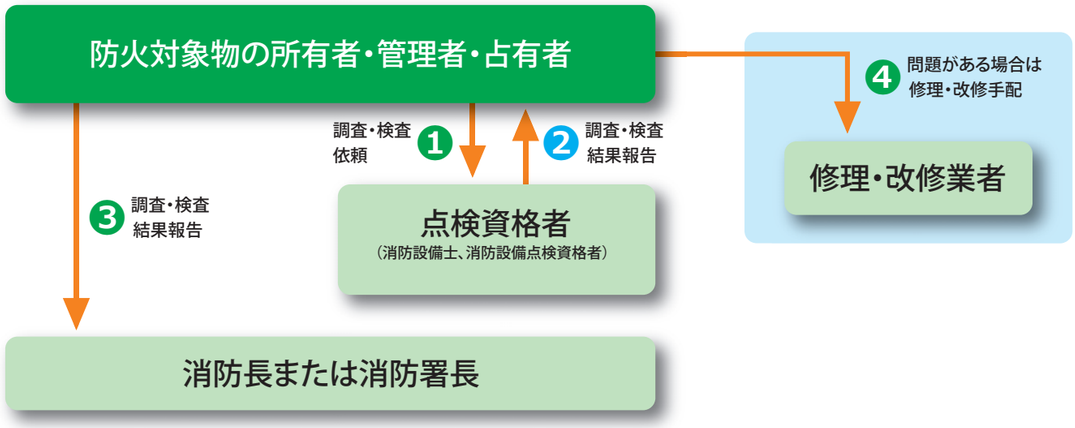

建築設備など（非常灯を含む）定期検査報告の手順

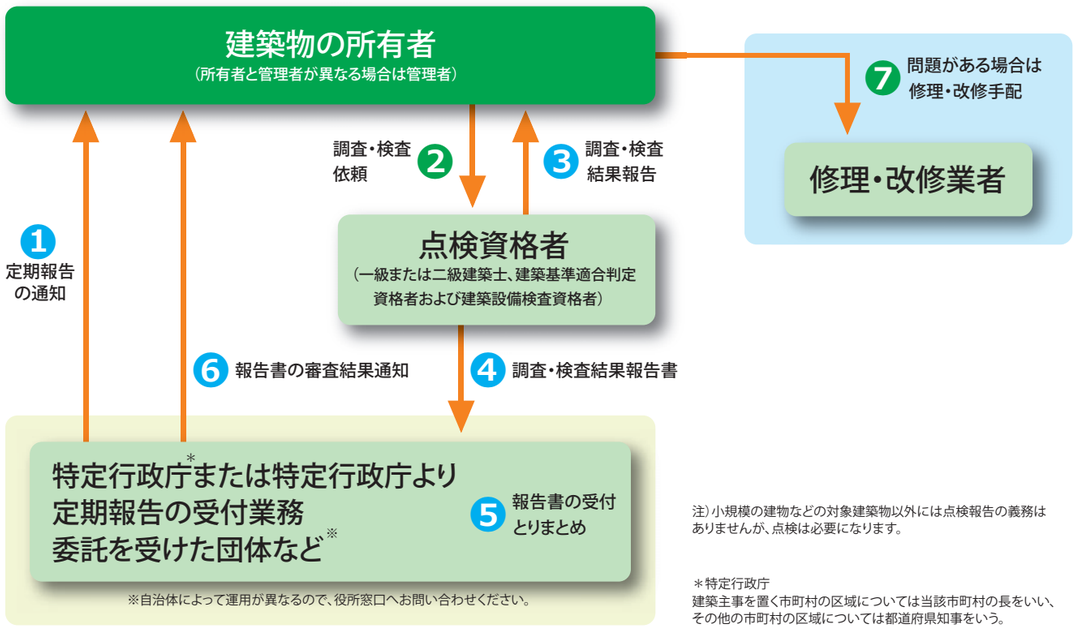

注）小規模の建物などの対象建築物以外には点検報告の義務はありませんが、点検は必要になります。

＊特定行政庁
建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

誘導灯、非常灯の設置・保守点検に関する法令

法令は正しく
理解してくだサイ

誘導灯は消防法、非常灯は建築基準法により、定期点検が義務づけられています。

誘導灯、非常灯に対する義務など	関連法令	
	誘導灯	非常灯
設置　維持	消防法（以下 法）第17条第1項	建築基準法（以下 法）第8条第1項
届出　検査	法第17条の3の2	法第6条
点検　報告	法第17条の3の3	法第12条第3項
点検資格者	消防設備士 消防設備点検資格者 （法第17条3の3）	一級または二級建築士 建築基準適合判定資格者 建築設備検査資格者
定期点検	1回/6ヶ月 （平成16年消防庁告示第9号）	6ヶ月から1年の間隔で特定行政庁が定める時期 （施行規則第6条）
定期報告	特定防火対象物：1回/年 その他の防火対象物：1回/3年 （施行規則第31条の6）	
届出先　報告先	消防長　消防署長 （施行規則第31条の6）	特定行政庁 （法第12条第3項）
勧告　措置 是正　改善命	法第17条の4 法第5条	法第10条 法第9条
点検報告義務違反	関係者：30万円以下の罰金又は拘留（法第44条） 法　人：30万円以下の罰金又は拘留（法第45条）	100万円以下の罰金 （法第101条）
是正・改善命令違反	関係者：30万円以下の罰金又は拘留（法第44条） 法　人：30万円以下の罰金又は拘留（法第45条）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （法第99条）
非常点灯確認時間	20分間又は60分間	30分間

注）①点検・報告義務は誘導灯、非常灯のみの点検報告ではない。消防設備等および建築設備等に対して点検・報告の義務がある。
②法令については改正される場合がありますので、最新のものでご確認ください。

■小形二次電池回収のお知らせ

対象法令「資源の有効な利用の促進に関する法律」により回収対象となっておりますので、ご協力お願いします。

お問い合わせ先
一般財団法人 JBRC　ホームページ http://www.jbrc.com

■誘導灯・非常灯の認定・評定制度について

	誘導灯	非常灯
審査機関	JEA誘導灯認定委員会 （消防庁登録認定機関）	非常用照明器具 自主評定委員会
マーク	認	適合

ホームページでも防災照明器具についての情報が満載！

日本照明工業会　検索

関連リンク集

誘導灯	消防法	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html
	消防法施行規則	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36F04301000006.html
非常灯	建築基準法	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO201.html
	建築基準法施行規則	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F04201000040.html

パンフレットの紹介

日本照明工業会では、照明器具や非常灯・誘導灯などの使用上のご注意を掲載したパンフレットをご用意しています。
PDF版は、ホームページよりダウンロードができます。ご活用ください。

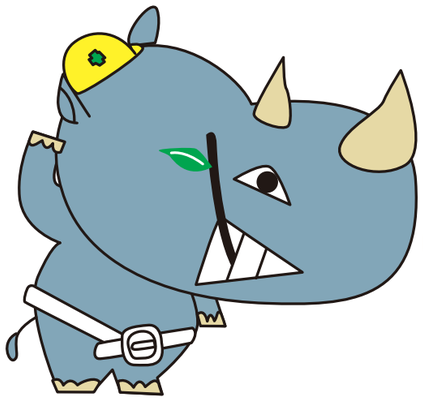

サイ新の情報満サイ！
見てくだサイ！

簡易版　劣化診断チェックシート（誘導灯・非常用照明器具）

全ての製造物は使用（設置）開始と同時に劣化が始まり、その進行によりいつかは機能不良となります。
誘導灯および非常用照明器具の場合、法令で定められた定期点検報告制度があり、点検の結果、所期の機能が確認されれば引き続き使用することができ、次回の点検まで正常に機能することが期待されます。ところが、劣化進行に伴って生じる機能不良は、その時期をある程度は予見できるものの、これを正確に予測することは不可能です。ご使用いただいている誘導灯や非常用照明器具の劣化進行による不意の機能不良を避けるためにも、器具の劣化状態を診断いただき、適切な交換・修理等を行うことをお勧めします。

●劣化進行による不意の機能不良を避けるために法定点検とは別に1回/年の劣化診断をおすすめ致します。
●診断を行う製品について、設置場所と型番を記載してください。
●下欄の劣化診断チェック項目について診断し、該当する場合は診断結果に ✓印を記入し、処置手順に従ってください。

設置場所	
製品型番	

劣化診断チェックシート項目		診断結果					処置手順
	点検年月	／	／	／	／	／	
1	使用期間が15年以上						レ印が有る場合は、劣化が進んでいます。不意の機能不良を避けるために器具の交換をしてください。
2	こげたような臭いがする						
3	器具に発煙、油漏れなどの形跡がある						
4	電線類にひび割れ・芯線露出がある						
5	配線部品などに変形・ひび割れ・ガタツキ・破損がある						
1	使用期間は8年以上						レ印が有る場合は、劣化が進んでいることがあります。新しい器具に交換するか、もしくは専門家にご相談ください。
2	ランプが極端に早く寿命になる、または黒化する						
3	ランプモニタ（赤色LED）が点滅または点灯している。						
4	充電モニタ（緑色LED）が点灯していない（1）						
5	ここ2, 3年、故障による交換台数が増えている						
6	本体、反射板の汚れは、掃除をしても取れない、または変色がある						
7	点検スイッチを操作しても非常点灯に切り替わらない（2）						
8	塗装面にふくれ、ひび割れなどがある、またはさびが出ている						
1	表示板の絵や矢印が判別しにくい（汚損・変形・破損がある）（3）						レ印が有る場合は、新しい部品に交換をしてください。
2	表示板に著しい変色（黄変や緑地部分の脱色）がある（4）						
3	蓄電池（バッテリー）に白い粉が出ている（5）						
4	蓄電池（バッテリー）の使用期間は6年以上						
5	ランプの端部が極端に黒化している						
6	グロースタータ（点灯管）が点滅をくり返す						

注　（1）（2）電池内蔵形の器具が対象です。蓄電池（バッテリー）、ランプの異常も考えられますので、蓄電池、ランプを交換するか、もしくは専門家による点検を受けてください。
（3）、（4）避難口・通路誘導灯器具が対象です。表示板は6～10年が交換の目安です。
（5）蓄電池（バッテリー）は、4～6年が交換の目安です。

上記の劣化診断チェック項目以外でも不具合があれば、ご購入した販売店・工事店・メーカーなどの専門家にご相談ください。

これで
万一の時でも安心

2013年4月1日より
日本照明器具工業会と
日本電球工業会が
統合しました。

一般社団法人 日本照明工業会
〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4（三井住友銀行御徒町ビル8F）
電話：(03)6803-0501（代）　FAX：(03)6803-0064

JLA1036
2013年3月発行